

地方独立行政法人天王寺動物園予算規程

令和3年4月1日

最近改正 令和5年8月1日

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人天王寺動物園会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人天王寺動物園における予算の編成及び執行に係る手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「予算」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第27条第1項に規定する年度計画に記載されるものをいう。

(予算責任者)

第3条 会計規程第11条第2項に規定する予算責任者は、別表のとおりとする。

2 会計規程第11条第3項に規定する予算責任者の事故等とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 欠員となったとき。
- (2) 休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。
- (3) 業務のため、長期にわたり出張するとき。

3 予算責任者の事務を分掌させるため、予算事務担当者を置き、総務部長をもって充てる。

(予算単位及び予算管理者)

第4条 会計規程第12条第3項に規定する予算単位及び予算管理者は、別表のとおりとする。

2 予算管理者は、予算責任者の統括のもと、所管する予算単位内の予算案の作成及び予算の執行管理を行う。

(予算編成方針)

第5条 理事長は、理事会の審議を経て、予算編成方針を決定するものとする。

(予算案及び年度執行計画)

第6条 予算管理者は、前条の予算編成方針に基づき所掌する予算単位の予算案及び年度執行計画を作成し、予算責任者に提出するものとする。

2 予算責任者は、前項の予算単位の予算案及び年度執行計画について、理事長の査定を経た後、予算案及び年度執行計画を作成し、理事会に提出するものとする。

3 理事会は、前項の予算案及び年度執行計画を審議し、理事長が予算を決定する。

(年度執行計画の修正)

第7条 予算管理者は、第9条（予算配分の留保）、第10条（予算の追加配分）、第15条（予算の補正）、第16条（予算の繰越）が決定されたときは、速やかに年度執行計画を修正し、予算責任者に提出するものとする。

(予算の配分)

第8条 理事長は、予算決定後、速やかに予算責任者に通知するものとする。

2 予算責任者は、前項の通知を受けたときは、速やかに予算単位に予算を配分し、予算管理者に通知しなければならない。

(予算配分の留保)

第9条 予算責任者は、追加の予算措置に備えるため、予算配分の一部を留保することができる。

(予算の追加配分)

第10条 予算管理者は、経費の性質により追加の予算措置が必要と認められる場合には、予算責任者に予算追加配分申請を行うことができる。

2 予算責任者は、理事長へ予算の追加配分を報告し、理事長が決定するものとする。

3 理事長は、予算の追加配分を決定したときは、第8条の規定を準用するものとする。

(収入予算)

第11条 収入予算を執行するにあたっては、第6条に規定する年度執行計画に基づき、収入の確保に努めなければならない。

(支出予算)

第12条 支出予算は、第6条に規定する年度執行計画に基づき、執行しなければならない。

2 予算管理者は、常に所掌する予算単位の執行状況を把握しておかなければならない。

(特定の収入を財源とする業務の執行)

第13条 特定の収入を財源とする業務の執行については、契約単位の収入等が確定し、又は確定する見込がなければ、これを執行することができない。ただし、特別な事情があるものと理事長が認める場合は、この限りではない。

(予算の流用)

第14条 予算管理者は、所掌する予算単位内において、予算の流用をすることができる。

(予算の補正)

第15条 理事長は、予算の追加又は変更（以下「補正」という。）を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の補正を理事会の審議を経て、決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合及び年度当初予算に重大な変更を生じさせない補正の場合は、理事長がこれを決定することができる。
- 4 前項の規定により決定した場合は、直後の理事会に報告しなければならない。
(予算の繰越)

第 16 条 予算管理者は、年度執行計画のうち、翌年度に繰越をしなければならない計画があるときは、予算責任者に対しその指定する期日までに申請するものとする。

- 2 予算責任者は、前項の申請を審査し、理事長の決定を受けた上、予算管理者に通知するものとする。
- 3 第 2 項の通知があったときは、当年度の予算を減らし、翌年度予算の配分があったものとみなす。

(決算報告書)

第 17 条 予算管理者は、事業年度終了後、所掌する予算単位の予算の執行結果をとりまとめた決算報告書を作成し、予算責任者に提出するものとする。

- 2 予算責任者は、予算の執行結果をとりまとめた決算報告書を作成し、理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、決算報告書について、理事会の審議を経て決定する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条第 1 項関係）

予算責任者	予算単位	予算管理者
副理事長	運営課	運営課長
	飼育展示課	飼育展示課長
	施設課	施設課長
	動物診療課	動物診療課長
	総務課	総務課長